

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	初回作成(公表)年月日	直近の更新年月日
奈良市	柳生地区(柳生町、興ヶ原町、邑地町、柳生下町、丹生町、大保町、北野山町)	令和3年3月31日	令和5年3月31日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	273.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	182.2 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	157.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	121.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.2 ha
(備考)農地の貸付意向:自作する 1508筆、既に貸している 413筆、今すぐ貸し付けたい 12筆、数年後貸付けたい 15筆、今すぐ売りたい 103筆、数年後売りたい 50筆、貸付予定なし 265筆、耕作放棄地 1169筆、未定 312筆 規模拡大の意向:はい 12人、いいえ 270人、未定 47人 農業後継者の有無:はい 32人、いいえ 157人、未定 139人 農地中間管理機構の活用意向:活用したい 12人、条件が合えば活用したい 82人、活用したくない 78人、判断できない(よくわからない) 150人	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

担い手はいるものの充分ではない。  
 農地集積するには条件を良くする必要がある。  
 有害鳥獣被害が深刻であるため、防除に向けた地域全体の取組みが課題であり、自治連合会と共に協議していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用については今後も中心経営体が担い、圃場整備等を行う。

畑利用(茶園)については中心経営体や認定農業者が担い、圃場整備等を行う。

農地利用は中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

柳生地区全体で有害鳥獣(猿・鹿・猪)被害があり、電柵・防護フェンス・捕獲檻の設置等により各々対策をしているが、更なる対策として以下に取り組む。

- ①複数の圃場を囲うフェンスを設置するなど集団的な防除を行う。
- ②有害鳥獣対策に関して国・県・市へ補助事業を要望していく。
- ③猿被害が深刻化しているので檻の設置を市へ要望するなど重点的に取り組む。

農地中間管理機構のことをよく知らないのでは判断できないと回答する人が多かったため、農地中間管理機構について知る場を作っていきたい。

小規模な基盤整備の補助制度を活用し大区画化することで効率性をあげ農地集積につなげていく。

鳥獣害防止対策については、個々が電柵や捕獲檻を設置するなどしており、地域ぐるみで取り組めることを検討しながら、国・県・市の事業を活用していく。

柳生地区内に機械の共同利用等を行うグループが3組織ある。  
これらのグループを中心に集落営農組織を立ち上げ、中心経営体に位置付けていく。

地域全体で農地集積・集約化や大区画化等をすすめるため、地区全体の農地利用調整や外部の担い手の受入調整を担う組織をつくることを今後検討していく。

中心経営体のうち5年後・10年後も地域農業を担い、持続的に農業経営を続ける認定農業者等に対し農地集積・集約化を図ることを検討する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。